高森町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和８年　４月

高森町教育委員会

目　　次

１．計画の趣旨・現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・４

５．関連する取組、今後のフォローアップについて・・６

１．計画の趣旨、現状

（１）計画の趣旨

本計画は、教職員の心身の健康を保持し、持続可能な学校教育体制を整備することを目的とする 。教職員が心身ともに健康で、経験や研究によって培った指導技術と能力を最大限に発揮できる環境を整えることは、教育の質の向上のために不可欠である 。

（２）高森町の現状

令和６年度における各校の勤務実態は以下の通りである。

【令和６年度の時間外在校等時間の状況（定例報告から）】

		月４５時間を超過する割合			月８０時間を超過する割合		
	月平均	管理職	初任～６年	その他	管理職	初任～６年	その他
高森中央小学校	月３６時間	29.1%	58.3%	20.5%	20.8%	0.0%	0.0%
高森中学校	月３７時間	8.3%	55.8%	23.8%	4.2%	0.0%	3.6%
東学園義務教育学校	月２６時間	36.1%	20.8%	9.0%	0.0%	0.0%	0.0%

現状分析：時間外在校等時間が４５時間を超える職員は、管理職（教頭）と初任から６年以内の教員に集中していることがわかる。業務内容を整理し、他の職員が分担できるものがないか検討が必要。初任から６年以内の経験者の場合、経験不足による超過勤務もあるだろうが、対策や対応について検討が必要である。

２．目標

【時間外在校等時間の遵守】

全教職員の時間外在校等時間を、原則として月 45 時間以内、年 360 時間以内とする割合を１００％にする。

【過労死ラインの解消】

月 80 時間を超える時間外勤務をゼロに維持する。

【健康確保】

勤務間インターバルの確保の徹底を学校に呼びかけたり、ストレスチェックの活用により、教職員の健康を守る。

３．計画の期間

令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間とする。

４．実施する業務量管理・健康確保措置の内容

（１）適正な在校等時間の把握と管理

【客観的な記録】

校務支援システム等を活用し、日々の在校等時間を１分単位で適切に把握する。各学校における労働安全衛生管理一覧表を作成し、月ごとの勤務時間を客観的に記録・管理・指導助言する。

（２） 業務の精査と役割分担の見直し

【教職員以外でも可能な業務の切り離し】

教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の活用を推進する。

【行事の早期計画と効率的な準備】

学校行事の準備負担を軽減し、教育の質の向上に直結する業務へ時間を配分する。

【校務のフルクラウド化】

職員会議の完全ペーパーレス化、行事予定の共有、欠席連絡のアプリにより、朝の電話対応と印刷業務を「ゼロ」にする。

（３） 健康確保措置

【面接指導の実施】

月 45 時間を超える勤務が続く職員に対し、２ヶ月目には、校長が面接指導や指導助言を必ず行う。

【ワークライフバランスの推進】

退勤時間の遵守を促す「一斉定時退庁日」の設定を強化する。

【ストレスチェック】

簡易的な意識調査を年に１回（１１月）実施し、組織のストレス状態を早期に察知する。

結果を校長と共有し、月４５時間を超える職員は必ず産業医との面談を受けさせる。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

【学校運営協議会・PTA 総会との連携】

地域・保護者に対し、教職員の働き方改革への理解と協力を求める。

【部活動の地域移行】

地域スポーツクラブ等との連携を加速し、休日の部活動指導を地域へ完全にバトンタッチする。

【進捗確認】

半期ごとに各校の勤務状況を集計し、教育委員会で分析を行う。

【計画の見直し】

社会情勢や法改正に基づき、必要に応じて計画の内容を柔軟に更新する。